

## 十和田市の事務事業から暴力団を排除するための指針

### 【指針制定の目的】

十和田市暴力団排除条例（平成 23 年十和田市条例第 39 号）が平成 23 年 12 月に公布され、平成 24 年 2 月 1 日から施行されることに伴い、これまで取り組んできた公の施設の使用や公共工事、市営住宅の入居等からの排除に加え、許認可をはじめ、補助金、貸付金など、暴力団に利益を与えるおそれのある事務事業からの排除を推進するため、その排除方法や具体的措置の指針を定めるものです。

### 【指針の概要】

#### 1 排除措置を講じる事務事業

許認可、登録、補助金、交付金、貸付金、契約及び公の施設の使用（以下「許認可等」という。）など、事務事業の内容により排除対象である「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」について排除措置を講じます。

※ 「暴力団に利益を与える」とは、事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団組織の維持・拡大に資することをいいます。

#### 2 排除の例外

市の事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができることとします。

- (1) 事務又は事業の対象が限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの
- (2) 事務又は事業の内容から暴力団に利益を与えるものとならないもの
- (3) 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの
- (4) 事務又は事業の各種届出で、行政手続上、形式的要件に合致すれば、排除対象者であるか否かを問わず受理しなければならないもの
- (5) 排除措置を行うことが、事務又は事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害するおそれがあるもの

### 3 排除のための具体的な措置

#### (1) 関係規程の整備

許認可等の条件、基準として、市の事務又は事業の相手方が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、又は暴力団に利益を与えると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合は、事務又は事業の根拠規程に排除を行う旨の条項を新たに追加します。

#### (2) 各種申請様式の整備

許認可等の申請等に当たり、申請等を行う個人や法人の役員などの氏名・読み仮名・生年月日等の記載欄を設けます。必要に応じて、暴力団でない旨の誓約書などの徴収も行います。

### 4 排除の方法

#### (1) 警察署への照会

申請等を行う個人や法人の役員などが暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるか否か、又はその申請等が暴力団に利益を与えるものか否か等について、別記様式1「暴力団排除等のための情報提供申込書」に、対象となる人の住所、氏名、生年月日、性別のわかる書類（申込書、申請書等）を添付して十和田警察署へ照会（持参）します。

#### (2) 排除措置

警察との連携により、暴力団に利益を与えるおそれのある事務又は事業の相手方が排除対象者である場合、又は暴力団に利益を与えると認められる場合には、許認可、登録、補助金、交付金、貸付金、契約及び公の施設の使用等（以下「許認可等」という。）について、不許可、不交付、不承認、取消及び解約等の措置を講じます。

### 5 具体的な排除方法

#### (1) 許認可等の決定を行う前に排除することが判明した場合

警察への照会により、許認可等の予定者について排除すべきことが判明した場合は、当該許認可等の許可等を行わないなど必要な措置を講じます。

#### (2) 許認可等の決定を行った後に排除することが判明した場合

許認可等の許可等を行った後、警察や市民等からの情報提供により排除すべきことが判明した場合には、速やかに当該許認可等を取り消すなど必要な措置を講じます。